

阿南工業高等専門学校特別聴講学生規則

(平成17年10月 1 日)

(規 則 第 1 0 号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第53条の2第2項による特別聴講学生に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学及び大学又は外国の高等教育機関（以下「他大学等」という。）の学生で、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における授業科目を履修しようとする者があるときは、本校は、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

(入学の時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学期の始め（前学期4月、後学期10月）とする。ただし、前条に定める協議において特段の定めがあるときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として本校に入学を志願する者は、入学願書（別紙様式1）を所属する他大学等を通じて、校長に願い出なければならない。

(入学の許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、選考の上、校長が決定する。

(履修科目)

第6条 特別聴講学生の履修できる科目は、本校学生の授業に支障を来さない科目の中から、当該他大学等との協議に基づき決定する。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 特別聴講学生の検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生の授業料については、当該他大学等との間で、相互に不徴収とされている場合には、徴収しない。

(単位認定)

第8条 特別聴講学生の履修した科目に係る単位の認定は、阿南工業高等専門学校学業成績評価に関する規則及び阿南工業高等専門学校専攻科の学業成績評価に関する規則によるものとする。

(単位修得証明書等の交付)

第9条 特別聴講学生として履修を修了した者から願い出があったときは、当該履修科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第10条 校長は、特別聴講学生が学則及び本校諸規則に違反したとき又は疾病その他の理由により成業の見込みのないときは、当該学生に対して退学を命じることがある。

(他の規則等の準用)

第11条 学則及び本校諸規則の学生に関する規則は、特別聴講学生に準用する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか，特別聴講学生の取扱いについては，当該他大学等との協議により，決定するものとする。

附 則

この規則は，平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成26年12月10日から施行する。

様式 1 (第 4 条関係)

特 別 聴 講 学 生 入 学 願 書

(和暦) 年 月 日

写真添付
3ヶ月以内に撮影
の上半身脱帽、
正面向きのもの

阿南工業高等専門学校長 殿

大学名等		
学部・学科等	学部	学科・専攻科
学年 (学籍番号)		
ふりがな		
氏 名		
(年 月 日生)		
現住所		
(〒) (電話)		

私は、下記のとおり授業科目を履修したいので、特別聴講学生として貴校に入学をご許可下さるようお願いします。

記

1. 履修科目

科 目 名	単位数	開講学科・学年	開講学期・曜日・時限	担当教員

2. 履修目的

3. 在学予定期間 (和暦) 年 月 日から(和暦) 年 月 日まで

